

青森市立三内中学校

いじめ防止基本方針



(令和2年3月 改訂)

1 学校いじめ防止基本方針の策定にあたって

現在学校におけるいじめは、冷やかしやからかい、暴力行為などの他、情報機器を介した誹謗中傷や仲間はずれなど、対応が困難な事案が増加している。そして、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしたりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒も存在している。いじめの問題への対応は、非常に大きな学校課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組み、更にはいじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの理解と認知

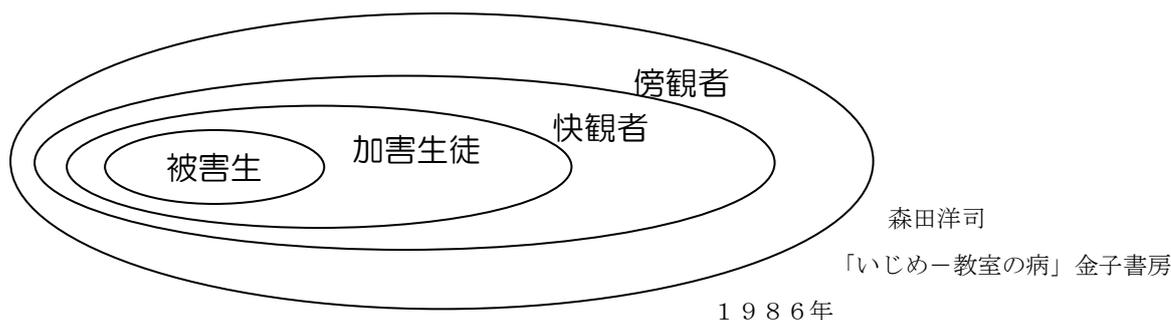
(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（2013年；いじめ防止対策推進法）

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは絶対に許されない行為であり、いじめる側が悪い。
- ・いじめられている生徒の安心、安全の確保を最優先し、全力で守り抜く。
- ・いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供においても起こり得る。
- ・いじめの認知にあたっては、「被害生徒の立場にたって」考える。

(3) いじめの構造



快観者…いじめには直接関与していないが、いじめの様子を好意的に受け止めているため、いじめられている生徒に対して援助をしない。

傍観者…いじめには直接関与しておらず、いじめの様子に嫌悪感を持っているが、様々な理由によりいじめられている生徒に対して援助をしない。また、そもそも無関心、興味を持たない。

いじめは、「被害生徒」、「加害生徒」だけでなく、「快観者・傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (遊ぶふりをして) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンやスマートフォン等のインターネット接続機器を介して、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(5) いじめの認知

上記のいじめの定義にある「当該行為(いじめ)の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいじめとして認知するが、以下のポイントに留意する。

- ちょっとしたいざこざも、「もしかしたら、継続的ないじめの一部かもしれない」という考えをもつ。
- 主観的な考え方や、経験則ではなく、「被害生徒の立場になって」考える。
- けんかであってもしっかり調査して対応する。軽微な案件はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対処も可能である。ただし、いじめとして校内で情報共有する。

(6) いじめの解消

① いじめに係る行為が3ヶ月以上止んでいること

※ただし、いじめの行為がなくなったことを確認した日から3ヶ月たたくして、被害生徒が再度いじめを受けた場合、その行為がなくなったことを確認した日から再度3ヶ月をカウントする。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

③ 保護者もまた、いじめの解消を自覚していること

以上の3点を満たし、解消とする。

ただし、解消した後も、被害生徒との定期的な面談や家庭との情報交換は継続して取り組む。

3 いじめを生まないための土壌づくり

いじめの問題への対応では、いじめを生まない予防的取組が求められる。以下に示した内容に教育活動全体を通して取り組み、いじめを生まない土壌づくりに努める。

いじめを生まないために学校が目指す姿

生徒が明るく、真剣に生き生きと活動する学校
 生徒と教職員が相互に好ましい人間関係を構築する学校
 学習と生活の環境が整備され、教育効果を発揮できる学校
 保護者や地域社会と連携して教育活動を展開する学校

いじめを生まないために教師が目指す姿

分かる授業を実践し、確かな学力を身に付けさせ、自ら学ぶ教師
 生徒に信頼され、広い視野と高い見識、社会的責任感をもつ教師
 保護者や地域からの信頼があり、その期待に応え、連携できる教師
 問題行動に対して、毅然とした態度で臨む教師
 いじめに対して幅広い見識をもち、ちょっとした変化を見逃さない教師

平常のいじめ防止体制の整備 ※別紙1

①教科指導の充実

②特別活動の充実

③教育相談の充実

いじめを生まないために生徒が目指す姿

進んで学習に取り組み、自己を表現する生徒
 相手を尊重し、多様な価値観を認め合える生徒
 生活習慣を整え、前向きに学校生活を送る生徒
 思いやりと想像力をもって行動できる生徒

④道徳教育の充実

⑤情報教育の充実

⑥保護者・地域との連携

⑦相談機関等連携
相談機関の周知

⑧教職員の研修

①教科指導の充実

- ・規範意識、自己有用感や自己存在感を互いに高める集団作り
- ・コミュニケーション能力を育み、自信をもたせ、一人一人に配慮した授業づくり

②特別活動の充実

- ・学級活動を基盤とした、行事等における望ましい人間関係づくり（ソーシャルスキルトレーニング）
- ・話し合い活動の充実など、生徒が主体となっていじめ問題と向き合い考える活動

③教育相談の充実

- ・月に一回の学校生活アンケートの実施
- ・日常生活の生徒観察による、気になる生徒への積極的な面談を実施
- ・毎学期の定期的面談の実施

④道徳教育の充実

- ・道徳における、いじめ防止等に関わる価値項目や内容項目等の重点的な学習

⑤情報教育の充実

- ・「技術科」における情報モラル教育の充実
- ・スマホ等インターネット接続機器の正しい使用に関する講演会等の積極的な実施

⑥保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開（まるごと参観日）の実施
- ・保護者集会等での、学校のいじめの現状や、昨今のいじめ問題の情報を積極的に発信
- ・地域、保護者からの情報提供

⑦相談機関等の周知

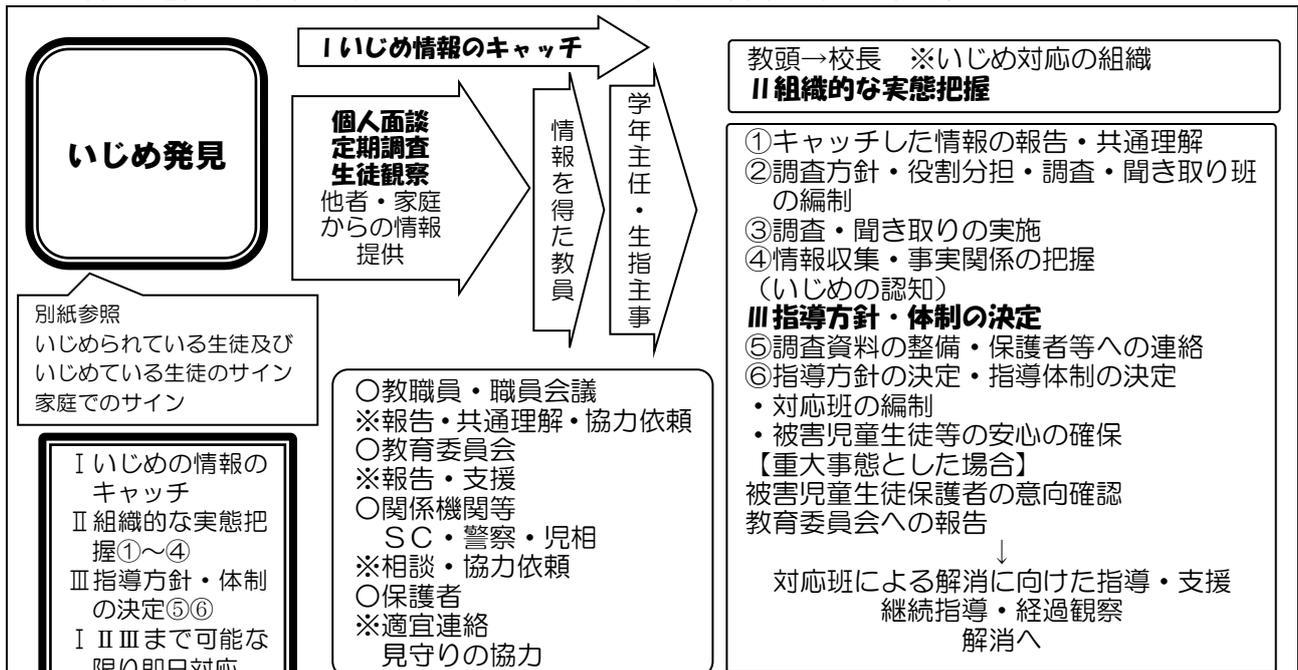
- ・公共の相談機関等の情報を生徒及び保護者へ周知
- ・スクールカウンセラー、関係機関の積極的活用
※相談機関等の情報をP.6に記載

⑧教職員の研修

- ・いじめ防止に関する校内研修
- ・校外研修の伝達講習や外部講師による講習会

4 いじめの早期発見といじめへの対応（R1改訂）

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、発見した場合は別紙2（いじめに対する組織的対応）と、以下に示した流れを参考に早期に対応をする。



別紙参照
いじめられている生徒及び
いじている生徒のサイン
家庭でのサイン

- I いじめの情報のキャッチ
- II 組織的な実態把握①～④
- III 指導方針・体制の決定⑤⑥
- I II IIIまで可能な限り即日対応

- 教職員・職員会議
- ※報告・共通理解・協力依頼
- 教育委員会
- ※報告・支援
- 関係機関等
- SC・警察・児相
- ※相談・協力依頼
- 保護者
- ※適宜連絡
- 見守りの協力

いじめへの基本的対応

いじめ調査方針、具体的方法をもとに、被害生徒の心身の安全を最優先とし、心のケアを行う。また、加害生徒への指導を行う。

被害生徒に対して
いじめられている生徒の立場になって、苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、「全力で守り抜く」姿勢を貫く。

加害生徒に対して
いじめは決して許されないという毅然とした態度で指導にあたるとともに、生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるように指導を根気強く行う（必要があれば出席停止等の懲戒を加える）。

快観者・傍観者に対して
被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見る、見て見ぬふりをした、止めようとしなかった生徒に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する指導を行う。

いじめへの対応の留意点

- 教師**
- ・問題を一人で抱え込むことなく、いじめ対策委員会を積極的に活用し、解決にあたる。
 - ・報告、連絡、相談、確認を確実にし、情報の錯綜を防止する。
 - ・「いじめがない学校」を目指すのが、それに固執するあまりいじめ発見への敏感な感覚を鈍らせない。
- 被害生徒への対応**
- ・被害生徒の望む解決方法をしっかり理解し、安心、安全を確保する。
 - ・教師との面談やスクールカウンセラーの活用、関係機関との連携を図り、心のケアに努める。
 - ・温かい人間関係づくりをもとに、今後の生活について教師とともに考える。
- 加害生徒への対応**
- ・安易に被害生徒への謝罪を急がず、以下の内容をしっかり指導する。
 - ・いじめの背景や要因の理解に努めるとともに、被害生徒の苦痛に気付かせる。
 - ・今後の生き方について考えさせる。
 - ・いじめに至ったきっかけや精神的要因を振り返らせ、それを解決するなど、再発防止の指導を行う。
- 快観者・傍観者への対応**
- ・被害生徒の気持ちに寄り添わせ、自分の問題として考えさせる。
 - ・他者への思いやりや慈しみの気持ち、自己有用感や自己存在感を育成する指導を行う。

5 保護者への対応

いじめの問題は学校でのみ発見できるものではなく、生徒から保護者への相談で分かるものも多い。また、いじめが学校で発見された場合も、いじめの深刻化を避けるため、保護者の協力が必須となる。解決のため、保護者との良好な関係作りが求められるため、保護者対応を以下のように行う。

(1) 被害生徒の保護者に対して

①保護者から相談や情報提供があった場合（一歩的な主張や事実誤認を含む）

- 保護者の話をさえずらずに傾聴し、保護者の心情の理解に努める。
※主訴(何を求めているか)を捉える
- 心配や不安を与えたことに対する言葉かけと協力依頼を行う。
※例「学校のことでご心配をお掛けしたことについて、申し訳ない気持ちでいっぱいです。解決したいと思いますので、詳しくお話を聞かせてもらってもいいですか」
- 保護者の持っている情報の確認をする。
※伝聞による情報（いつ、誰から聞いたか）、主観的情報（保護者自身の理解による情報）客観的事実の3つの観点を区別して聞き取る。
- 調査項目や解決したい事項の確認をする。
※アンケートの実施、情報源の告知の可否等確認しておく。
- 回答期日の見通しを伝える。
- 協力への御礼を述べる。
※学校は被害生徒を守る決意と早急に対応することを伝え、安心感を与えるよう努める。
※家庭での様子や指導の経過等の情報を伝達、共有する。

②いじめを学校が把握した場合

- いじめに気付けなかったこと、防げなかったことを心から謝罪する。
- できるだけ早期に、いじめの詳しい内容と今後の指導について明確に伝える。
- 普段の学校の様子や家庭での様子、変化などについて情報を共有する。
- いじめの指導に関しての保護者の思い、要望などを聞き、可能な限り対応することを伝える。
- 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。
- 学校は全力を尽くし被害生徒を守る決意と早急に対応することを伝え、できるだけ安心感を与えるよう努める。
- 家庭での様子や指導の経過等の情報を伝達、共有する。
※被害生徒が保護者への連絡を了承していることが前提だが、緊急を要する事態の場合、被害生徒を説得し、連絡をする。

(2) 加害生徒の保護者に対して

- いじめは決して許されることではないという基本的な考えを伝えるが、生徒や保護者の心情に配慮することは忘れないよう留意する。
- 生徒や保護者の心情に配慮しつつ、いじめの内容や指導の経過、今後の指導方針等を伝える。
- 生徒の心と行動が変わるよう、学校として、指導や悩み等の解決に取り組む姿勢を示し、そのためには、家庭の協力が必要であることを伝え、協力を要請する。
- 家庭での様子や指導の経過等の情報を共有する。

(3) 保護者同士が対立する場合などの対応

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。
※被害生徒、加害生徒の保護者が相手の連絡先の情報を求めた場合、個人情報保護の観点から慎重に取り扱うこととする。

6 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

②警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

相談窓口（一部）

青森市教育委員会指導課 TEL 7 1 8 - 1 8 6 9

青森市教育委員会指導課少年育成チーム TEL 7 4 4 - 5 7 7 0

青森県総合学校教育センター TEL 7 6 4 - 1 9 9 7

青森警察署 TEL 7 2 3 - 0 1 1 0

三内丸山交番 TEL 7 6 6 - 1 3 0 4

青森市教育研修センター フレンドリーダイヤル TEL 7 4 3 - 3 6 0 0

☆電話相談

365日受付 9:00~24:00

☆メール相談 (friendly_dial@city.aomori.aomori.jp)

365日受付 24時間終日

☆来室相談

月・水・金 9:00~16:30

火・木 9:00~21:00

24時間子供SOSダイヤル TEL 0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0

☆電話相談

365日受付 24時間終日

ヤングテレホン（青森県警察少年相談窓口） TEL 0 1 2 0 - 5 7 8 6 7

☆電話相談

月~金 8:30~17:00

子どもの権利相談センター TEL 0 1 2 0 - 3 7 0 - 6 4 2

☆訪問相談

☆電話相談、ファックス (017-763-5678)

☆メール相談 (ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp)

月~金（祝日、年末年始を除く） 10:00~18:00

☆手紙相談

（〒030-0822 青森市中央3丁目16-1 青森市福祉センター2階子どもの権利相談センター）
随時受け付け

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

パソコンや携帯電話、スマートフォンやゲーム機などのインターネット接続機器を使用し、SNSやアプリ、サイトを通して行ういじめを指し、次のような例がある。

- ・誹謗中傷を書き込んだり、ありもしない噂を流したりする。
- ・個人情報（画像を含む）をアップする。
- ・グループ等からのはずしを行う。
- ・SNS上などでしつこくからかう。
- ・ライブ配信を利用し、配信中に特定の人物の誹謗中傷をする（ミックスチャンネル等）

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・保護者集会等におけるスマホ等インターネット接続機器の正しい利用についての講演会等の実施
- ・最新のネットトラブル、ネットいじめの情報を提供
- ・フィルタリングの設定、ウィルス対策ソフトの導入
- ・家庭での使用の約束事の設定

②情報教育の充実

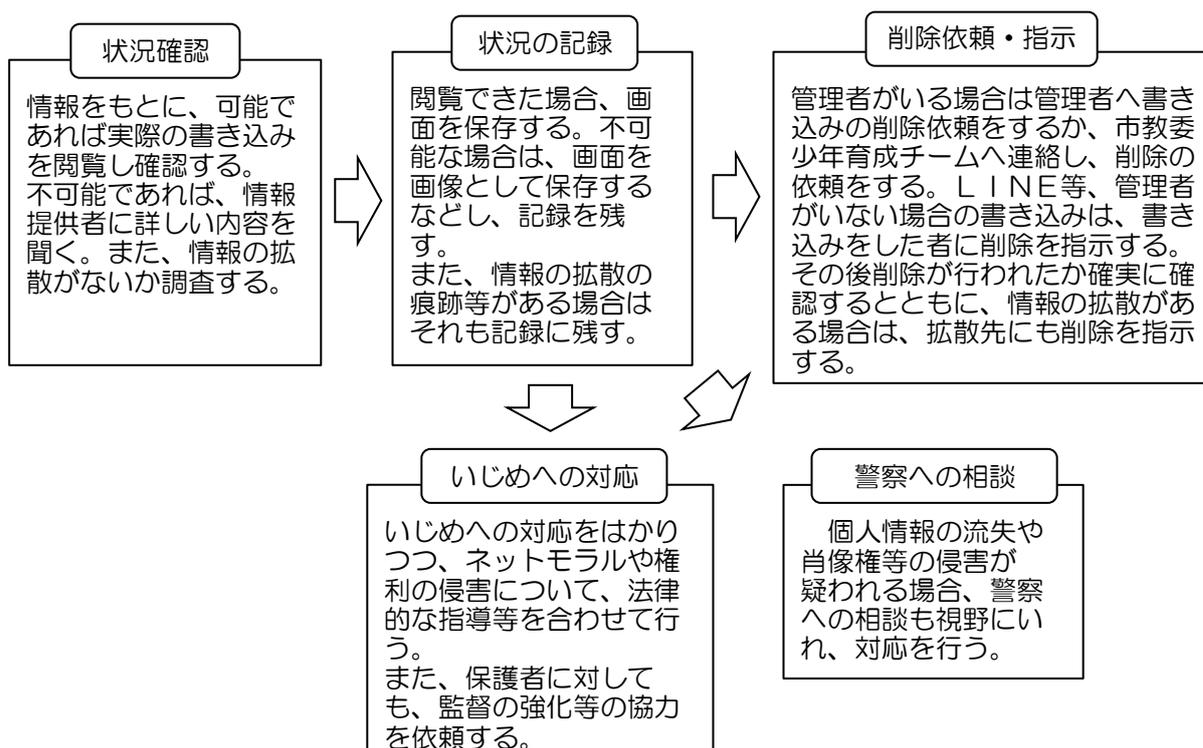
- ・「技術科」における情報モラル教育の充実
- ・最新のネットトラブル、ネットいじめ防止についての情報教育
- ・スマホ等インターネット接続機器の正しい利用についての講演会等の実施

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者（他者）からの情報
- ・ネットパトロール

②不当な書き込みや個人情報等のアップロードへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・生徒が殺害された場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・暴力等により身体に重大な障がいを負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

②いじめにより、生徒が学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・いじめが主たる原因となった欠席は、日数に関わらず重大事態として取り扱う。

※連続した欠席は特に注意して対応する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

9 いじめ防止のための年間指導計画

○通年での取組

- ① 良好な人間関係・居場所・絆づくり（道徳、学級活動、行事を通して）
- ② 生徒主体のいじめ防止活動の企画・運営（特別活動部と連携して）
- ③ 週1回のいじめ防止委員会を実施（情報の共有と指導方針の決定、いじめ防止の取組の企画等）
- ④ 月1回の学校生活アンケートの実施と対策（いじめの問題のみならず、生活習慣等に対しても）

未然…いじめ未然防止のため 早期…いじめ早期発見のため 教師…教師が主体となって行う

生徒…生徒が主体となって行う 保地…保護者や地域と連携した取組

月	重点	未然	早期	教師	生徒	保地	行事・いじめ防止の取組（下線）	場面・内容	道徳との関連	
4	自己有用感・他者理解・受容的態度を育成	○	○	○			■職員会議	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針の確認 配慮が必要な生徒の情報共有 現在までの三内中のいじめの実態と取組について情報共有、役割確認 	A- (5) 「克己と強い意志」	
		○		○			■1学期始業式 ■入学式	<ul style="list-style-type: none"> 式辞（いじめに対する学校の姿勢） 	B- (9) 「相互理解」「寛容」	
		○	○	○			■小中一貫合同研修会	<ul style="list-style-type: none"> 配慮が必要な生徒の情報交換 小中の生徒指導上の情報交換 連携事業の確認 	C- (16) 「よりよい学校生活」 「集団生活の充実」	
		○	○	○	○	○	■学級開き期間 ■係会議、班会議	<ul style="list-style-type: none"> いじめを決して許さない姿勢 自分を大切に、他者を認める態度 保護者との信頼関係づくり よりよい人間関係の形成 コミュニケーションスキルの育成 		
		○				○		■委員会・部活動説明会	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活の見通し 新生活への希望 	
		○	○	○	○	○		■修学旅行（今年度は9月）	<ul style="list-style-type: none"> 社会体験を通じた自己理解 キャリア学習 	
		○	○	○			○	■保護者集会①・PTA 総会	<ul style="list-style-type: none"> いじめに対する学校の姿勢 今年度の取組 	
		○			○	■定期調査①	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケートの実施と対策 			
5			○	○	○		■教育相談	<ul style="list-style-type: none"> チャンス相談、呼び出し相談 ※各種チェックットの活用、生徒観察 	B- (10) 「友情」 「信頼」	
		○		○	○	○	■運動会	<ul style="list-style-type: none"> 絆づくり、自己有用感の育成 多様性、価値観を受容する態度 保護者、地域との連携を強化 		
			○		○			■定期調査②	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケートの実施と対策 	
		○			○			■生徒会総会	<ul style="list-style-type: none"> 生徒主体によるいじめ防止の発表 	
6		○		○	○		■あいさつ運動	<ul style="list-style-type: none"> 他者理解 相手を思いやる態度の育成 	C- (13) 「公正」 「公平」	
			○	○	○		■教育相談	<ul style="list-style-type: none"> チャンス相談 呼び出し相談 ※各種チェックットの活用、生徒観察 		
		○	○		○		■学校適応調査①（アセス調査）	<ul style="list-style-type: none"> 標準化された調査による客観的な実態把握 		
		○	○	○	○		■二者面談①	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活の悩みを解消 前向きに学校生活に向かうよう支援 		
			○		○		■定期調査③	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケートの実施と対策 		
7		○	○	○			■職場体験（8年）	<ul style="list-style-type: none"> 社会体験を通じた自己理解 キャリア学習 	A- (3) 「向上心」 「個性の伸長」	
		○	○	○			■保護者集会②	<ul style="list-style-type: none"> いじめの現状と取組報告 いじめ防止啓発（講演や情報提供） 		
			○		○		■定期調査④	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケートの実施と対策 		
		○		○			■1学期終業式	<ul style="list-style-type: none"> 式辞（休業明けの不安解消） 生徒指導（ネット等の利用方法の注意） 		
		○	○	○	○	○	■家庭訪問・三者面談	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報交換 		

月	重点	未然	早期	教師	生徒	保地	行事等	内容・留意点	道徳との関連
8	自己有用感・他者への尊敬の気持ちを育成	○	○	○			■生徒指導校内研修①	・具体的ないじめ対応等	A- (1) 「自主」 「自律」
			○		○		■定期調査⑤	・長期休業明けのアンケート実施 ・登校指導の実施	
							■2学期始業式	・式辞（学期始めの不安解消）	
		○		○	○		■係会議、班会議	・よりよい人間関係づくり ・他者とのかかわり方	
			○		○		■定期調査⑥	・学校生活アンケートの実施と対策	
9		○	○	○	○	○	■丸ごと参観日・ネット安全教室	・家庭との情報交換 ・講話	C- (10) 「違法精神」 「公德心」
			○		○		■定期調査⑥	・学校生活アンケートの実施と対策	
10		○		○	○	○	■三中祭	・仲間への尊敬の念 ・自己有用感の育成	D- (19) 「生命の尊さ」
		○	○	○		○	■薬物乱用防止教室	・講話 ・正しい知識・理解	
			○		○		■定期調査⑦	・学校生活アンケートの実施と対策	
11	○	○	○	○		■二者面談②	・学校生活の悩みを解消 ・前向きに学校生活に向かうよう支援	B- (8) 「友情」 「信頼」	
	○	○		○		■学校適応調査②（アセス調査）	・標準化された調査による客観的な実態把握		
		○		○		■定期調査⑧	・学校生活アンケートの実施と対策		
12	○	○	○	○	○	■全校三者面談	・保護者との情報交換	D- (22) 「よりよく生きる喜び」	
	○			○		■委員会発表	・いじめ防止の生徒発表		
	○	○	○		○	■保護者集会③	・いじめの現状と取組を報告 ・いじめ防止啓発（講演や情報提供）		
		○		○		■定期調査⑨	・学校生活アンケートの実施と対策		
	○		○			■2学期終業式	・式辞（休業明けの不安解消）		
1	思いやりの行動の自然な発現	○	○	○			■生徒指導校内研修②	・具体的ないじめ対応等	B- (9) 「相互理解」 「寛容」
			○	○			■定期調査⑩	・長期休業明けのアンケート実施 ・登校指導の実施	
		○		○			■3学期始業式	・式辞（学期始めの不安解消）	
		○			○		■係会議、班会議	・よりよい人間関係づくり ・他者とのかかわり方	
			○		○		■定期調査⑪	・学校生活アンケートの実施と対策	
2		○		○	○	○	■入学説明会	・委員会活動を通じて自己有用感を育成 ・ネット利用の注意点	A- (4) 「希望と勇気」
		○	○	○			■今年度の反省と次年度の計画	・いじめ防止基本方針の見直し ・企画の修正、見直し	
			○		○		■定期調査⑫	・学校生活アンケートの実施と対策	
3		○	○	○	○	○	■卒業式	・次年度に向けた前向きな気持ち ・新たな後輩への温かい気持ち	B- (6) 「思いやり」 「感謝」
			○		○		■定期調査⑬	・学校生活アンケートの実施と対策	

＜平常時におけるいじめ防止体制＞

管 理 職

- いじめを許さない姿勢
- 風通しのよい職場
- いじめへの深い認識
- 保護者、地域との連携

いじめ防止委員会

【定期開会】

☆ 構成メンバー（主任会）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、
いじめ防止推進教師、学年主任、養護教諭
（スクールカウンセラー）

☆ 担う役割

- 学校いじめ防止基本方針作成、見直し
- 年間指導計画の作成
- いじめに関する校内研修の企画
- いじめ防止のための活動企画
- 情報の収集、整理、分析、報告（共有）
- いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- 保護者や関係諸機関の窓口となる 等

相談しやすい雰囲気
づくりを心掛ける！

連
絡
・
報
告

積
極
的
の
支
援

各学年・学級

☆ 計画的な指導の実施

- 年間指導計画に沿った指導
- いじめ防止のための係・委員会
と連携した活動を実施

☆ 生徒観察、生徒理解、情報収集

- 生徒の様子をつぶさに観察
- 積極的なコミュニケーション
による生徒理解
- 情報をこまめに報告、共有
- 要配慮生徒の実態把握
- 進級時の確実な情報伝達
- 感度の高いアンテナを持つ
「ん？おかしいぞ？」
「以前とちがうな。」

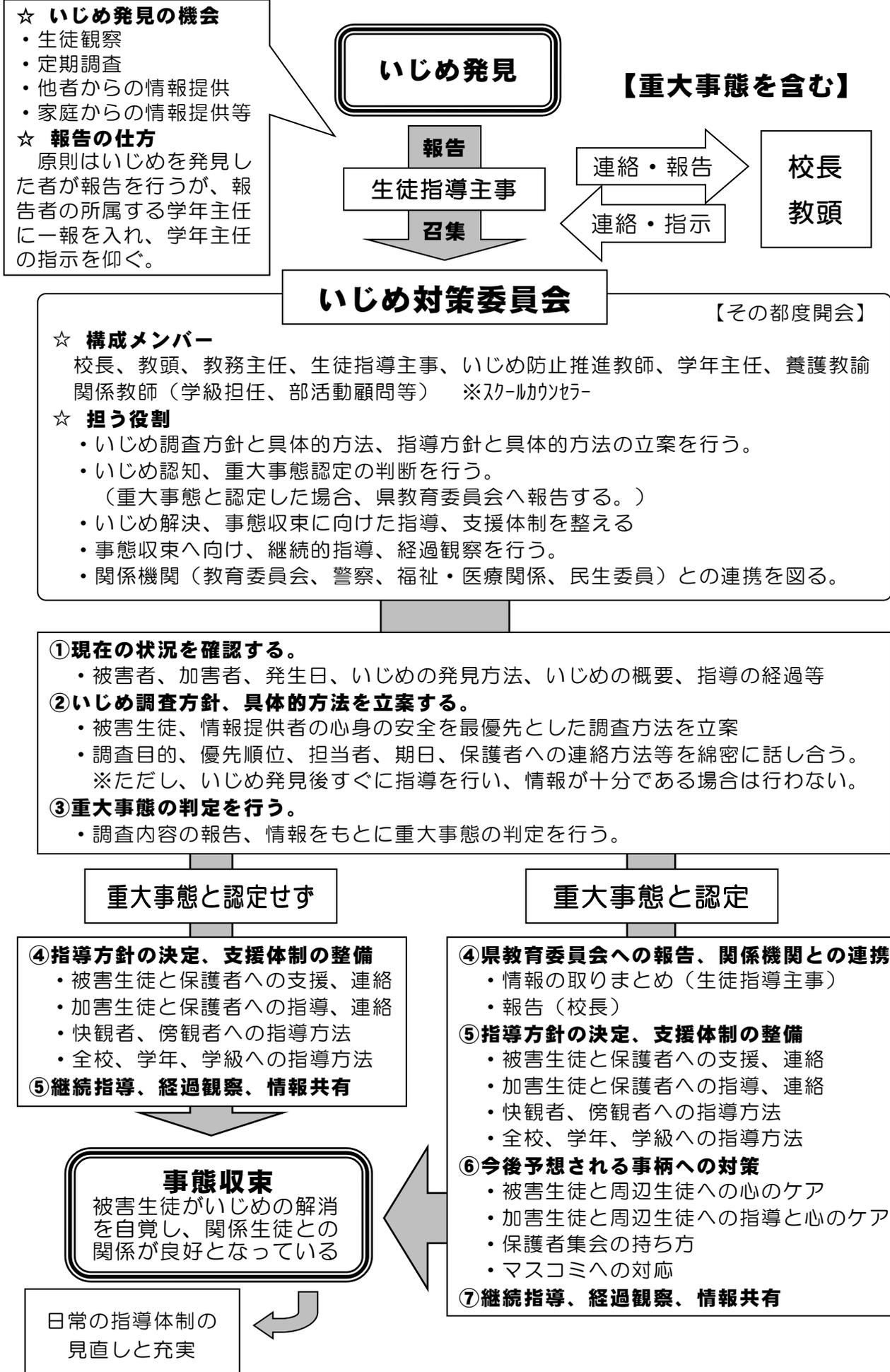
情報を抱え込まない！
すぐに相談！

情報収集
情報提供

情報収集
情報提供

保護者 学校評議委員 関係機関

＜いじめに対する組織的対応＞



資料1

いじめ問題への取り組み状況のチェックポイント

番号	チェックポイント	評価 A・B・C
1	いじめの問題の重要性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践にあたっているか。	
2	いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	
3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。	
4	生徒がお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを指導等の充実に向けて努めているか。	
5	学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	
6	道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。	
7	学級活動や生徒会活動などにおいて、生徒に対していじめの問題とのかかわって適切な指導助言が行われているか。	
8	生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。	
9	教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。	
10	いじめを行う生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置を含め、毅然とした対応を行うこととしているか。	
11	いじめられる生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。	
12	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。	
13	教師は、日常の教育活動を通じ、教師と生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。	
14	生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。	
15	いじめの把握にあたっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。	
16	生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。	
17	いじめについて訴えなどがあつたときには、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠ぺいすることなく、的確に対応しているか。	
18	いじめの問題解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携・協力を行っているか。	
19	校内に生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。	
20	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。	
21	教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等、学校以外の相談窓口について、周知や後方の徹底が行われているか。	
22	生徒等の個人情報の取り扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。	
23	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努めているか。	
24	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。	
25	いじめがおきた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっているか。	
26	PTA や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。	

資料 2 - ①

いじめられている生徒のサイン

場面	チェック	サインの例
登校時 朝の学活		遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 登校時、いつもの仲間と登校しなくなり、一人である。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物忘れや、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中		保健室、トイレに頻繁に行くようになる。 学習道具等の忘れ物が目立つ。 持ち物が突然無くなることが多い。 机の周りが整理されず、物が散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書、ノートに汚れがある。 グループ作業の時、ものの準備や片づけをいつも行う。 ペアを決めるとき、ペアが嫌な顔をしたり、周りを見回したりする。 挙手や意見を求めたとき、突然個人名が出される。
給食 休み時間 掃除時間等		給食を極端に少なく、または多く盛られる。 給食当番の際、配膳を嫌がられる。 配膳をされていないことがよくある。 用のない場所にいたり、用もなく廊下をうろうろしたりしている。 ふざけ合っているが表情がさえない。 仲間と一緒に居るが、うつむいて後ろをついている。 教室にいたがらず、一人である。 衣服が汚れたり、変に乱れたりしている。 一人で清掃している。 ごみ捨てなど、ほかの人がやりたがらない仕事をいつもしている。
放課後 部活動等		慌てて下校する。 用もないのに学校に残っている。 部活に行かず、教師の手伝いなどをやたらとやりたがる。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 プリントが配られていないことがよくある。 配布物が乱暴に扱われたり、変に触れないようにしたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。 「家の用事」を理由に部活動を急に休み始める。

これらは、一例であり、他にもさまざまなサインがある。また、ひとつだけ起こるのではなく複合して現れることがあるので、日常生活のいろいろな場面での観察が必要である。

いじめられている生徒の周囲のサイン

場面	チェック	サインの例
学校生活 全般		嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが頻繁にある。 壁、机等の学校備品にいたずら書きや落書きがある。 特定生徒の学習用具が、普段とは明らかに違うところに置いてある。 特定生徒の名前を教師が言った瞬間、静まり返ることや生徒同士が顔を見合わせるなどがある。

資料 2 - ②

いじめている生徒のサイン

場面	チェック	サインの例
学校生活 全般		教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ周囲が異常に気を遣っている。 ある生徒が何か行動を起こすたびに、ニヤニヤしたり笑ったりする。 ある生徒が何か行動を起こすたびに、周囲に目配せなどをする。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 突然教師に会うと、わざと関係のない話をする。 特定の生徒の名前を大きな声で呼んだり、役割を押し付けたりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

いじめは周囲の仲間と結託して行われることが多い。そのため、集団で行動しつつ、次のいじめを企画したり、特定生徒の言動に対していちいち反応し、その気持ちを周囲の仲間と確かめる行動（共感的行動）が出てくる。

家庭でのサイン

対象	チェック	サインの例
いじめられて いる生徒		学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝起きてこなかったり、学校に行きたくないといったりするが、理由がはっきりしないことが多い。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 今まで遊んだことのない友人と頻繁に遊ぶようになる。 突然遊びの連絡が来ても、断らず出かけることが頻繁にある。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 携帯、スマホ等を頑なに見せず、肌身離さず持っている。 急に部屋に閉じこもったり、家から出なくなる。 理由がはっきりしない衣服の汚れ、打撲や擦り傷がある。 親の前で肌を露出することを異常に避ける。こそこそ着替える。 登校時間になると体調不良を訴える。 食欲不振、不眠を訴える。 休日になると元気になり、登校日前日の夕方くらいから表情が曇る。 学習時間が極端に減る。 特に理由もなく、成績が急激に、もしくは徐々に下がる。 持ち物がなくなったり、壊れた状態や落書きされた状態である。 かばんの中身を頑なに見せない。 家庭の品物や、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがすが、何を買いたいかははっきりしない。 突然自分の物をリサイクルショップに売りたいと話す。
いじめている 生徒		学校や友人のことを話さなくなり、聞かれるとめんどくさがる。 急に不平や不満を口にするが多くなる。 買った覚えのない持ち物が増える。 あげた覚えのない多額の金銭を持っている。 遊びに行く機会は多いが、財布のお金は減っていない。 友達との電話をこそこそとするようになる。 携帯、スマホ等を頑なに見せず、肌身離さず持っている。 話し方が高圧的であったり、人を見下すような発言をする。 突然礼儀正しかったり、家の手伝いをするようになる。 今まで遊んだことのない友人と頻繁に出掛ける。

いじめられている生徒も、いじめている生徒も、保護者には知られたくないと考えるので、いじめの事実が分かるかもしれないことにかんして口をつぐんだり隠すような行動をとる傾向にある。また、いじめられている生徒も、いじめている生徒も、行動様式や行動パターン、性格などが急に変わることがある。

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 いじめ防止基本方針等(第十一条—第十四条)
- 第三章 基本的施策(第十五条—第二十一条)
- 第四章 いじめの防止等に関する措置(第二十二条—第二十七条)
- 第五章 重大事態への対処(第二十八条—第三十三条)
- 第六章 雑則(第三十四条・第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじ

めの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を、軽減するものと解してはならない。

第二章 いじめ防止基本方針等

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第四条第一項に規定する発信者情報をいう。)の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三條 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四條 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五條 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六條 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめ

を受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

いじめの認知について

事例

- ・ Aさんは同じクラスのBさんにいきなり頭をたたかれた。
- ・ Aさんは泣きながら担任の所へ駆け寄り、「Bさんにたたかれた」と訴えた。
- ・ 担任は、Bさんに事実確認したところ、Aさんをたたいたことを認めたため、厳しく注意した。
- ・ AさんがBさんにたたかれたのは、後にも先にもこの日だけである。

<いじめの定義の変遷>

平成18年度以前の定義

自分より弱いものに対して一方的に、身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。

平成18年度～24年度までの定義

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

いじめ防止対策推進法（平成25年度）の定義 ※現行

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上を通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

～24年度まで

自分より弱いものに対して
継続的に加え
深刻な苦痛

現在

→ 力関係は関係なく
→ 1回だけでも
→ 苦痛の強弱ではなく

つまり、今までは、「ただのケンカでしょ?」、「単にいざこざじゃないか。」「双方が納得しているからいいじゃないか。」といったことも、「全ていじめとして認知する」ということです。認知する、ということは、手立てを講じる必要があり、報告の義務が生ずるということです。

事例は、AさんとBさんの力関係はほぼ対等である。 → 力関係は無視
今回の1回だけ → 継続性は無視
たたかれた → 肉体的苦痛がある

さらに、「泣きながら担任の所に駆け寄ってきた」ことは、それ相応の精神的苦痛もあったと考え、いじめとして認知すべき事例となります。（※例え泣いていなくともこの事例はいじめです。）

仮にこの後、謝罪があり、Aさんが許したとしても、指導内容やAさんの心情、保護者への連絡の有無等の講じた手立てを記録し、「解消済み」として報告しなくてはなりません。

「仕事が増える」と感じると思いますが、日常生活の中で先生方が常日頃行っている指導を記録し、その問題をより深く考える、という捉え方をしていただければいいかと思います。実質仕事量は増えるかもしれませんが、「悲しい出来事」を未然に防ぐため、何卒よろしく願いいたします。

<ポイント>

- 既存の定義から脱却し、現在の定義を、事例も含めしっかり認識すること。
- ちょっとしたいざこざ（に見えているだけかもしれない）も、
「もしかしたら、継続のないじめの一部かもしれない」という考えをもつこと。
- 主観的な考え方や、経験則ではなく、「被害生徒の立場になって」考えること

1 いじめの定義について

けんかであってもしっかり調査して対応する。軽微な案件はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、いじめとして校内で情報共有する。

(1) 改定の経緯

- けんかであっても、背後に継続的ないじめの可能性があること、実はいじめであっても被害生徒が問題を大きくすることを嫌い、「ただのケンカ」として話す場合もあるため調査、指導を行う。
- 指導の結果、いじめと判断するのに難しい案件であっても、その問題の経緯を明らかにし指導やその後の見取りを確実にし、情報の報告や共有、蓄積を行う。それにより、その後、もし同じような件が起きた場合の、「いじめへの気付き」の感度が上がる。

(2) 具体的な対応（基本的には通常のいじめ案件への対応と同じ）

例) 教室に行ったとき、生徒 A が生徒 B を叩いたところを目撃した。

- ① 問題発生 →
- ② 行為をすぐにやめさせる、当該生徒からの聞き取り →
- ③ 当該学年主任生徒指導主事への報告 →
※②と③が逆か、同時進行となる場合がある。
- ④ 被害生徒へのケアと加害生徒への指導
- ⑤ 各家庭への連絡
- ⑥ いじめ対応報告シートへの記入と提出

(3) 具体的事例

A さんが算数の問題を一生懸命に考えていたところ、隣の席の B さんが、解き方と答えを教えてあげた。

A さんは、あと一息で正解にたどりつくところであり、答えを聞いた途端に泣き出してしまった。このことで、B さんは困惑してしまった。

A

2 いじめ解消の定義（再掲）

(1) いじめ対応の段階の変更

いじめへの対応はこれまで、「解消に向け取組中」、「継続支援中」、「解消している」の3段階であったが、「解消にむけ取組中」、「解消している」の2段階となった。

(2) いじめ解消の定義

- 「行為がなくなったことを確認した日」から3ヶ月後に
- 次の2つの要件を満たすこと
 - ① いじめに係る行為がやんでいること
 - ② 心身の苦痛を感じていないこと

※被害児童生徒本人と保護者に「心身の苦痛を感じていないかどうか（発言か文章）」を「面談（家庭訪問か電話訪問）」のうえ、「確認する（いじめ防止委員会で確認する）」

※いじめが解消されたから終わりではなく、その後も生徒のケアを継続すること

いじめについて

※いじめ・虐待講座の伝達講習です。保護者も詳しくなってきたので、先生方もしっかりと対応できるようにしておきましょう。

①いじめが起きている時間帯は

・いじめは給食・**昼休み（42%）**、放課後・**部活動時（46%）**に起きている

→各校で対策はどうしていますか？

三内中学校については、4月に確認したとおり、昼休みの巡回について教育計画～生指15～にのっているとおりに対応していきましょう。

②いじめの対応について

- ・**頭痛・腹痛で休んだ生徒には、「いじめのサイン」かもとアンテナを高くし、電話連絡を欠かさない。3日連続休んだら家庭訪問。**
- ・訴えのあった生徒に対して、じっくりと丁寧な聞き取り
- ・保護者に組織的な対応を約束、対応の方針についても保護者に説明する。
- ・複数で対応にあたる。特に話しやすい先生を配置する。
- ・**いじめを行った生徒には複数でゆっくりじっくり時間をかけて聞き取り。複数人いじめた生徒がいる場合は、一人ずつ対応。**
- ・周囲の生徒にも確認する。
- ・もし、**相談室登校になった場合は、「1日のスケジュール（時間割）」を保護者に提示すると安心する。その日に何を行ったか記録をとっておく。**

②いじめの解消について

- ・「**行為がなくなったことを確認した日**」から**3ヶ月後**に
- ・次の2つの要件を満たすこと
 - ①いじめに係る行為がやんでいること
 - ②心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人と保護者に「心身の苦痛を感じていないかどうか（発言か文章）」を「面談（家庭訪問か電話訪問）」のうえ、「確認する（いじめ防止委員会で確認する）」

※いじめが解消されたから終わりではなく、その後も生徒のケアを継続すること

③<いじめ防止推進法の理解を>

- ・「いじり」や「からかい」はまだ「いじめではない」
- ・「友人間のトラブル」は「いじめではない」
- ・「善意」や「無意図」で行ったことは「いじめではない」

これらの認識は間違いです。

- ①双方とも児童生徒
- ②一定の人間関係がある
- ③心理的・物理的な影響を与える行為
- ④受けた側が心身の苦痛を感じている

この4要件を満たせば「**法律上はいじめ**」に該当します。

虐待対応について

1 虐待の4タイプ

- ①身体的虐待 外傷（打撲・あざ・骨折・刺し傷・やけど等）が生じる暴行を加えること
- ②性的虐待 直接的な性行為だけでなく、性的満足を得るための行為なども含まれます
- ③ネグレクト 育児放棄。重大な病気でも病院へ行かない。長期間不潔にしておく等
- ④心理的虐待 心に長く傷が残るような経験や傷を負わせること。兄弟間差別、DV等

2 学校・教職員役割・責務

虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関への通告や情報提供を速やかに行う。

- ①虐待の早期発見に努める（努力義務）
- ②虐待を受けたと思われる子供について、市町村や児童相談所へ通告すること（義務 法的に）**
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）
- ④虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）

※保護者から情報元の開示請求があっても、情報元を保護者に絶対に伝えないこと。

管理職へつなぎ、「一時保護や児相の判断であり、学校が決定したものではない」と返答

3 チームとしての早期対応

- ①チームとしての対応を行う。管理職は、個々の教員から虐待が疑われる事案の相談を受けたら、速やかに学年主任・養護教諭・SCなどと連携し、事実関係を整理する。

※「父親にたたかれたらしい」と児相に通告する案件が多発のため、児相よりもう少し事実を確認してほしいとのこと。先に育成チームに相談するとよい。

②早期対応

- ①明らかな外傷 ②生命・身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調・医療放棄）
- ③性的虐待が疑われる **④本人が帰りたいと言った場合**

④具体的記録

外傷がある場合は、養護教諭等が確認し、スケッチやメモ等で傷の状況を詳細に記録
虐待が疑われる案件は、事実関係を時系列順に本人の発言内容も含めて具体的に記録

※保護者や本人からの聞き取りは、オープンクエスチョン（「どんなふうに怪我したの？」等）で行う。

4 通告方法

- ・子供・保護者の氏名・年齢等
- ・家庭の状況（家族関係、兄弟姉妹や同居する家族など）
- ・外傷の状況（誰から、いつから、頻度、どのような、本人の説明）
- ・出席状況（欠席の頻度、長さ、遅刻・早退の状況）
- ・日常的な学校での様子（友人関係、休み時間の様子、身だしなみ、提出物・忘れ物等）

- ①発見者→学担・学年主任→管理職**
- ②通告の前にまずは相談 育成チーム（744-5770）**
- ③中央児童相談所 781-9744 全国共通ダイヤル「189」**
青森市（虐待対応担当課） 子育て支援課 721-2181